

議案第 20 号

大野市 U 25 夫婦支援事業実施要綱の一部改正について

令和 4 年 3 月 28 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

事業対象者の変更に伴い、定義に関する規定の改定を行う必要があるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市U25夫婦支援事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和4年1月1日から令和5年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(支援金の交付申請及び請求)</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとするものは、<u>令和5年3月31日</u>までに、次に掲げる書類を添えて大野市U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(支援金の交付申請及び請求)</p> <p>第5条 支援金の交付を受けようとするものは、<u>令和4年3月31日</u>までに、次に掲げる書類を添えて大野市U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

<p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。</p>
--	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。